

## 障がい学生支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教短期大学における障がい学生支援 基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障害があり、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望した学生をいう。

### (責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 各学部・学科、関係部署・課において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生生活委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

3 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生生活委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

### (支援の申し出)

第4条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、学生支援部学生課が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、学生生活委員会に報告しなければならない。

### (支援計画の策定)

第5条 学生生活委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、各学部・学科、関係各部署・課と協議し、個別の支援計画を策定する。

### (合意の形成)

第6条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。学生生活委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

### (支援の実施)

第7条 具体的支援は、障がいのある学生が所属する各部・学科が、主たる責任を持って実施する。

2 学生生活委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係学部・学科、部署・課間の調整を行う。

3 学生支援部学生課は、具体的支援の実施にあたって、関係学部・学科、部署・課間の連絡、学

外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第8条 学生支援部学生課は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がい学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第9条 具体的支援に係る事務は、学生支援部学生課において処理する。

(秘密保持義務)

第10条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また本業務に従事していた者が人事異動又は退職した後も同様とする。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長及び学生生活委員会が定めることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。